○○町内会弔慰規程

第１条　会員および家族に弔事が生じた場合、その班長（組長）は、会長および他の班長（組長）に通知し、それぞれの班長（組長）は、その組の会員に通知するものとする。

第２条　弔事が生じた世帯の属する組内の会員は、必要に応じて葬儀の執行に協力するものとする。

第３条　会員および家族の弔事に対して、この会により次の弔慰金を送るものとする。

（１）世帯主　　金○○○○○円

（２）配偶者　　金○○○○○円

（３）同居家族　金○○○○○円

第４条　会員への香典返しはしないものとする。

　　　付　則

　この規程は、○○年○○月○○日から施行する。